

病児・病後児保育をご存じですか？



子どもが風邪をひいてしまった！
ケガをしてしまった！

でも、明日
どうしても仕事が休めない…



＜病児・病後児保育施設とは＞

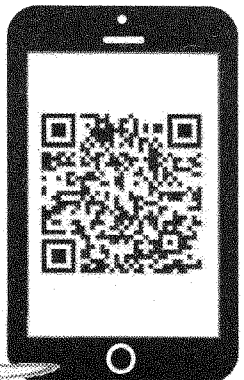
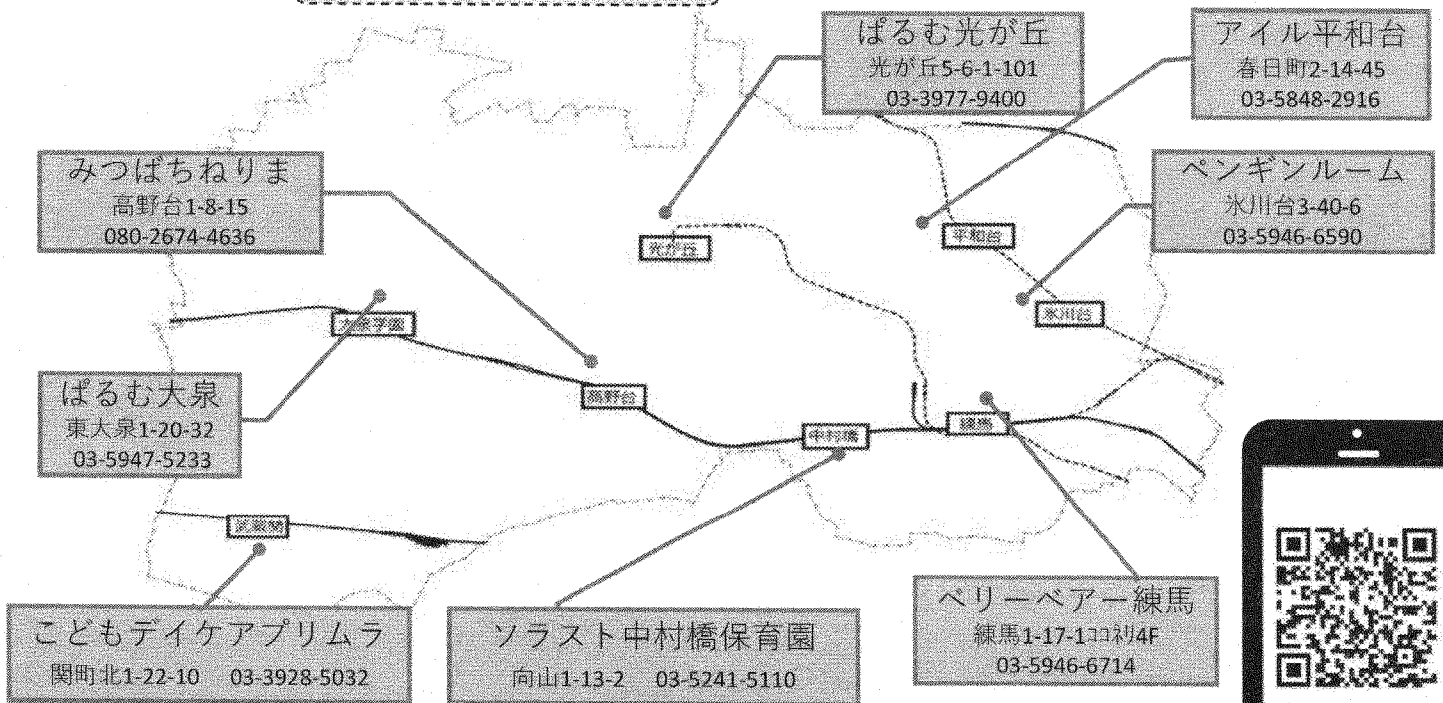
- 普段、保育園等に通っているお子様が、病気やケガで保育園等を利用できない場合に、一時的に保育する施設です。
(利用できるのは病気の回復期で集団保育の難しい期間や、回復期には至らないが、当面急変の恐れのない期間です。)
- 保育所などに通所する区内在住のお子さん、もしくは区内保育所などに通所するお子さんで、生後6か月～10歳未満の方が利用できます。

＜利用方法＞

- ①登録
 - ・施設ごとに登録
 - ・登録料1施設1,000円
- ↓
- ②受診
 - ・医師より診療情報提供書を取得
- ↓
- ③予約
 - ・前日までに予約
- ↓
- ④利用
 - ・保育料1日2,000円
(別途昼食代、おやつ代等)

いざという時のために、
事前に**利用登録**を！

(詳細は、登録をご希望される施設へ
直接お問い合わせください。)



詳しくは区ホームページ「病児・病後児保育」をご覧ください。
(右のQRコードからアクセスできます。)

【お問合せ】

練馬区保育課保育サービス推進係：03-5984-1622 (制度についてのお問い合わせ)